

中部運輸局自動車交通部

令和2年8月27日 14時00分発表

連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 奥田、平岩

TEL 052-952-8038

中部運輸局 福井運輸支局

輸送・監査担当 江口、小坂井

TEL 0776-34-1602

同時発表：福井県政記者クラブ

乗合バス事業者を文書警告処分

中部運輸局は、下記事業者に対し文書警告処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：福井交通株式会社（代表取締役 矢崎 孝明）

住所：福井県福井市日之出5丁目3番30号

営業所：本社営業所（福井県福井市日之出5丁目3番30号）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和2年8月27日

処分内容：文書警告

3. 監査端緒

令和元年9月21日、福井県道6号福井四ヶ浦線において、対向車と衝突事故を惹起したことを受け、当該事業者の本社営業所に対し、監査を実施した結果、記4のとおり違反事実を確認。

4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

①主として運行する路線・営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

②乗務員台帳の記載事項等が不適切であった。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数	0点
当該事業者の累積違反点数	0点